

2.離職時に雇用保険に加入されていた方で、離職以前1年間の雇用保険被保険者期間が6か月以上ある方。

3.離職理由が、倒産、解雇などの事業主都合や、雇止めなどにより特定受給資格者または特定理由資格者として失業等給付を受ける方で、受給資格者証の離職理由コードが、11,12,21,22,23,31,32,33,34の方です。
具体的には、前年の給与所得を、30/100として、保険料を計算することになりました。

軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までの期間。

平成21年3月31日以降に離職された方は、平成22年度（平成22年4月から）に限りこの軽減制度が利用できます。（平成21年度は対象外です）

この軽減制度を利用申請する場合は、ハローワークの「雇用保険受給資格者証」が必要となります。
詳しくは、お住まいの市区町村の国民健康保険課で確認してください。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

いやー、やっと春らしくなってきました。

そういたしますと、今度のゴールデンウィークはどうしよう？  
等と、人間行動的になるものでございます。

私は、今年のゴールデンウィークは、  
来年の地デジ化に備え、  
来るべき近未来に購入するべき、地デジ対応テレビの研究  
に取り組むつもりです。

皆様はいかがですか？

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

=====

